

令和3年1月8日

教職員の皆様へ

鳴門教育大学危機管理対策本部長
鳴門教育大学長 山下 一夫

【重要】新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針について（第14報）（1月8日更新）

現在全国では、いまだ多くの新規感染者が報告されております。東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の1都3県に「緊急事態宣言」が発せられました。教職員の皆様におかれましては、引き続き、「換気の悪い密閉空間」「多くの人々が密集する場所」「近い距離で会話が行われる密接な場面」を避けるとともに、感染予防に努めてください。

なお、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合はあらためて通知します。

記

1. 緊急事態宣言対象地域

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県（R3.1.8現在）（なお、今後新たに対象地域となる道府県がある場合は、当該道府県を含みます。）

2. 感染予防について

「【重要】新型コロナウイルスに関する本学の対応（感染予防のお願い）について（第10報）（12月22日更新）」を参照し、基本的な感染防止対策及び毎日の健康管理等を徹底してください。

3. 感染リスクが高まる5つの場面について

「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」や「居場所の切り替わり」の行動について、感染リスクの回避に努めてください。

※ 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和2年10月23日）参照
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf

4. 鳴門教育大学主催のイベント等の開催について

鳴門教育大学主催のイベント等開催の運用基準（新型コロナウイルス対策）に準じて行ってください。

5. 本学以外の主催イベント等への教職員及び学生の参加について

- 1) 緊急事態宣言対象地域へのイベント参加は自粛してください。
- 2) 上記以外の道府県へのイベント参加については、適切な感染対策が講じられていない場合は、参加を自粛してください。

6. 県内外への移動について

- 1) 発熱など体調が優れない場合は、県内外への移動は自粛してください。
- 2) 緊急事態宣言対象地域との不要不急の移動は自粛してください。
やむを得ない事情で緊急事態宣言対象地域への往來の必要性が生じた場合、帰県後、7日間は自宅待機してください。自宅待機後、健康状態に問題がなければ、感染防止策を十分に講じた上で出勤を可能とします。
- 3) 上記以外の道府県への移動は、当面の間、慎重を期してください。
帰県後、健康状態に問題がなければ、感染防止策を十分に講じた上で出勤を可能とします。帰県後7日間は健康観察を十分に行うとともに、不特定多数との接触を避ける等、感染防止に努めてください。
- 4) 1月4日（月）から1月15日（金）までの間、「他県での不要不急の用務について極力自粛いただくこと（注意喚起）」及び「遠隔授業（オンライン授業）」等を学内通知等をお願いしております。
- 5) 1月4日（月）から1月15日（金）までの間、「県外における大学院生定員充足に係る広報活動」の自粛を学内通知等をお願いしております。

7. 他県からの来客者等への対応について

- 1) 緊急事態宣言対象地域の来客者との打合せ等はオンライン会議に切り替えるなどして、なるべく対面接触を避けてください。
- 2) 上記以外の道府県からの来客者等については、感染防止策を十分に講じた上で対応してください。
- 3) 帰省等される親戚、友人がいる場合、体調を確認いただき、発熱など体調が優れない場合、帰省等を自粛要請いただくようお願いいたします。
- 4) 教職員の家族等が県外から帰県した場合は、帰県後7日間は健康観察を十分に行うとともに、不特定多数との接触を避ける等、感染防止に努めてください。

8. 海外渡航

海外渡航は原則禁止します。

9. 注意事項

- ① 歌唱を伴う飲食は自粛してください。やむを得ず会食をする場合には、ガイドラインを遵守していることを示すステッカー・宣言書等の掲示を確認の上、徹底した対策をしてください。

- ② 都道府県が発信している最新の情報を確認の上、自身が感染しないための行動をとっていただくとともに、感染対策を徹底してください。
- ③ 用務先では感染リスクの高い場所に近づかないようにしてください。
- ④ 移動に利用する公共交通機関等では、徹底した対策をしてください。
- ⑤ 県外から学外者に来学してもらう必要性が生じた場合には、検温や感染防止対策を特にお願ひします。
- ⑥ 緊急事態宣言対象地域へ赴く（当該地域での乗り換えによる経由は除く。ただし、経由する場合でも宿泊や用務等、滞在を伴う場合はその限りではない。）場合は、事前に地域名、用務先、期間、理由（様式任意）を総務課労務係まで届け出てください。
- ⑦ 自身の行動記録を把握するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）（厚生労働省）を活用してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html